明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令の一部を改正する省令（経済産業・国土交通・環境二）　一
○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（同三）　二
○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・環境五）　三
〔告　示〕
○フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針の一部を改正する件（経済産業・国土交通・環境五〇）　一三
○第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件（経済産業・環境五）　一六
〔公　告〕
諸事項
官庁
割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　一六
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
西日本高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四九
地方公共団体
行旅死亡人関係　五三
会社その他
会社決算公告　五三

## 省令

### ○経済産業省国土交通省環境省令第二号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第二十五号）の施行に伴い、特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月四日

経済産業大臣　菅原　一秀
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令の一部を改正する省令

特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面の記載事項等に関する省令 | 特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令 |
| （用語） | （用語） |
| **第一条**　（略） | **第一条**　（略） |
| （削る） | 2　この省令において「特定解体工事」とは、建築物その他の工作物（当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。）の全部又は一部を解体する建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）をいう。 |
| （特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項） | （特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項） |
| **第二条**　法第四十二条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 | **第二条**　法第四十二条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 |
| 一～三　（略） | 一～三　（略） |
| 四　解体工事の名称及び場所 | 四　特定解体工事の名称及び場所 |
| 五　（略） | 五　（略） |